

国保だより

問い合わせ

保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・325)



保険の資格が変わったら届出を！

就職や退職などによる国民健康保険（以下、国保）の加入や脱退は、資格が変わったらできるだけ早めに届出をしてください。同一世帯のご家族が代理で届出を行うこともできます。

※同一世帯以外の方が届出される場合は委任状が必要です。

※窓口へ来られる届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）をご持参ください。

※令和6年12月2日より、健康保険証は新規発行していません。したがって、「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」のいずれか（以下「資格関係書類」といいます。）がお手元にあることとなります。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保の加入	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	家族の健康保険の被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	転入してきたとき	—
	職場の健康保険の任意継続期間が満了したとき	任意継続が満了した証明書又は、満了日の記載のある資格関係書類
国保の脱退	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険と国保の資格関係書類（2種類）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	被扶養者の健康保険と国保の資格関係書類（2種類）
	転出するとき	国保の資格関係書類
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	国保の資格関係書類
	修学のため、転出するとき (転出すると茅野市での国保の資格が喪失しますので、継続するための手続きが必要です。)	国保の資格関係書類、在学証明書または学生証 ※転出手続きの際に必ず申請ください。
	学生用の国保資格関係書類を交付済みの方が卒業した場合	㊟国保の資格関係書類、㊟非該当届が必要になります なお、健康保険に入られていない方が、修学を終えて住民票が他市町村にある場合は、現住所地での国保加入の手続きが必要になります。

届出が遅れてしまうと…

加入の届出が遅れると…

- 国保加入の届出が遅れた場合でも、資格を得た月（職場の健康保険をやめた月）までさかのぼって国民健康保険税を納めなくてはなりません。
- 資格を確認できるものがないため、その間の医療費は一旦全額自己負担になります。（後日国保の加入期間においての診療分に係る療養費の申請をすれば、保険者負担分が払い戻しできる場合があります。）

やめる届出が遅れると…

- やめる届出をせずに医療を受けてしまうと、国保が負担した医療費を後日返納していただくことになります。
- 国保の資格が加入のままになり、国民健康保険税と会社の健康保険料を二重に支払ってしまうことがあります。